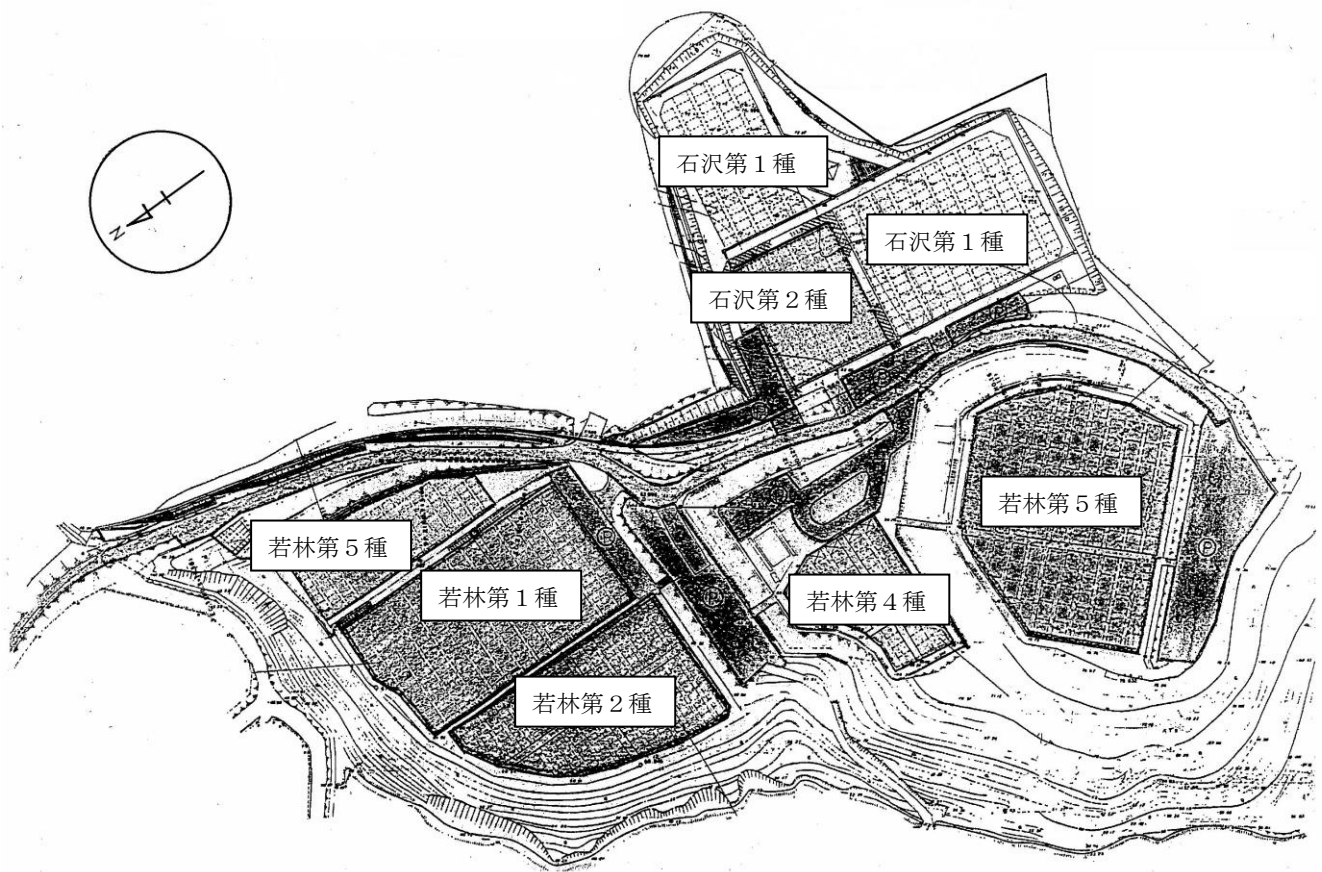


# 墓地使用のしおり

常陸大宮市公営墓地

【若林霊園・石沢霊園】

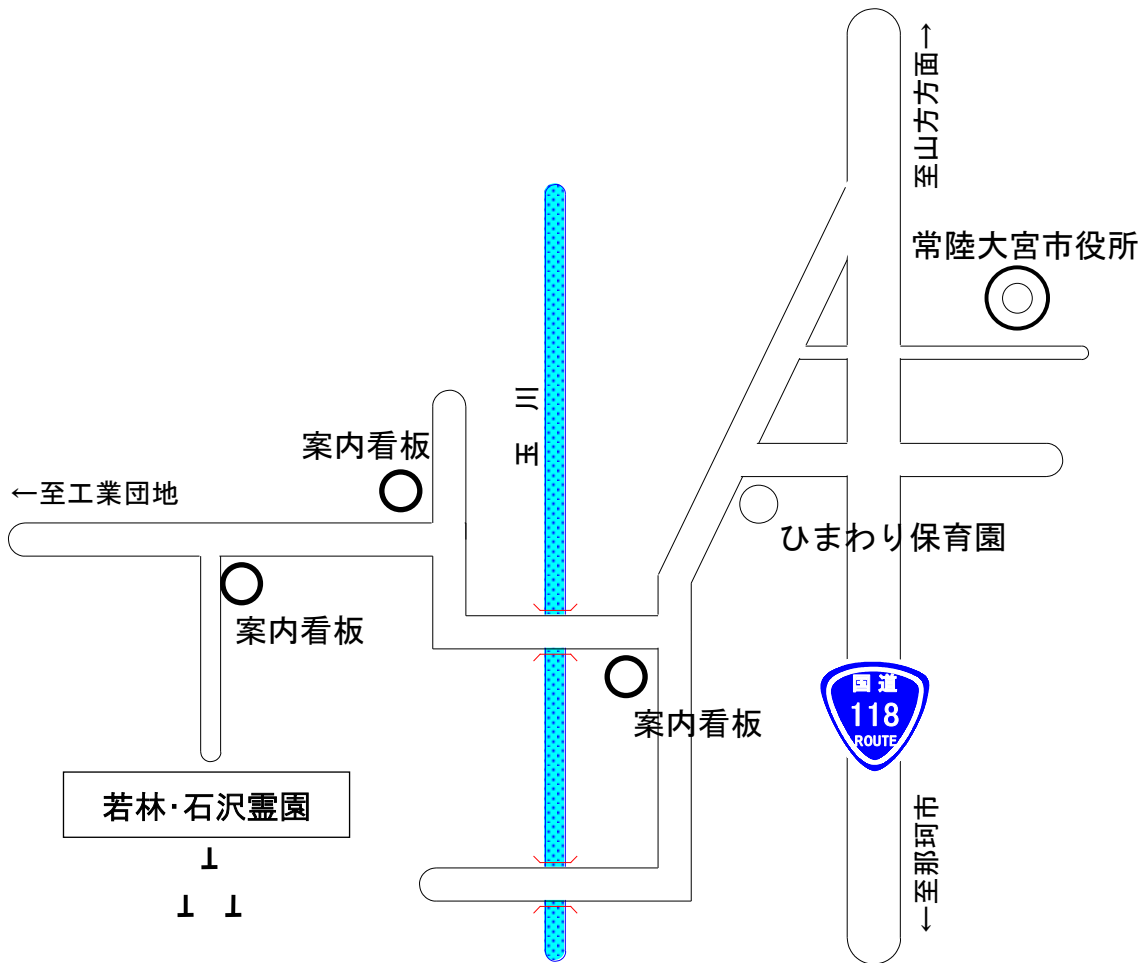


常 陸 大 宮 市

公営墓地案内図（若林・石沢霊園）

若林霊園：常陸大宮市若林1995番地

石沢霊園：常陸大宮市石沢428番地の1



## 1 使用許可証

- ◆ 墓地の使用許可された方には、使用許可証を交付します。
- ◆ 使用許可証は、墓地の使用権（墓地を使用することができる権利）を証明するもので、使用に係る手続きをする際に必要になりますので、大切に保管してください。
- ◆ 墓地の使用権を第三者に譲渡し、又は転貸することはできません。
- ◆ 使用許可証を紛失、又は汚損したときは、再交付を受けてください。

## 2 永代使用料

- ◆ 永代使用料とは、使用許可された墓地区画を独占的に使用するため、負担していただく料金です。
- ◆ 永代使用料は、使用許可の際に納入してください。
- ◆ 納入された永代使用料は、原則として返還しません。  
ただし、使用許可を受けてから3年以内に墓地を使用しなくなった時は、当該永代使用料の半額を返還します。

## 3 管理手数料

- ◆ 管理手数料は、園路・緑地等霊園の共用部分の管理に必要な経費として負担していただく料金です。
- ◆ 使用許可を受けた墓地内は、使用者が清掃及び除草等を行い、墓地の美観を保持するよう努めてください。
- ◆ 管理手数料は、使用許可の際に納入してください。又、次年度からの管理手数料は、市から送付される納入通知書により納期限（毎年7月末日）までに、金融機関等に納入してください。また、口座振替により納入することもできます。（要手続き）

## 4 墓碑等の設置工事

- ◆ 墓地内に墓碑等の設備（樹木の植栽を含む。）を設置するときには、区画の種別により基準がありますので、工事前に墓地内工事施工届を提出してください。
- ◆ 墓碑等の工事において、規則に定める基準に違反して施行したときは、改修していただきます。
- ◆ 墓地設置基準参考図(別紙)により境界杭の内側に施行してください。
- ◆ 墓碑等の工事において、境界杭は抜かないで施行してください。  
やむを得ず、境界杭を抜いたときには必ず、元の場所に復元してください。

## 5 住所等の変更

- ◆ 使用者は、本籍・住所・氏名その他使用許可証の記載事項に異動が生じたときは、速やかに墓地使用者異動届を提出してください。

## 6 使用権の承継

- ◆ 墓地の使用権は、祖先の祭祀を主宰される方が承継することができますので、墓地使用承継願を提出してください。
- ◆ 墓地の使用権を承継する方がいないときは、使用許可を取り消されることがあります。

## 7 墓地の返還

- ◆ 墓地の使用の必要がなくなったときは、現状に復し、墓地返還届に使用許可証を添えて提出してください。

## 8 墓地の管理及び管理手数料納付代理人

- ◆ 使用者が市外に転出した場合等は、市内に住所を有する世帯主である方を代理人と定め、墓地の管理及び管理料納付代理人指定届を提出してください。

## 9 墓地使用上の注意事項

- ◆ 墓地使用許可を受けた方は、速やかに工事の手続きをし、区画に囲障（外柵）をめぐらせて、境界をはっきりさせてください。
- ◆ 墓地には、焼骨・遺品以外のものは埋蔵できません。
- ◆ 墓地は常に清潔に使用し、墓碑・その他の工作物及び樹木等の転倒等により、危険又は他人に迷惑をおよぼす恐れがあるときは、速やかに修理その他必要な措置をしてください。
- ◆ 墓地に献上されたお供え物（食べ物類）は、当日お持ち帰りください。
- ◆ 墓地内諸設備の盗難・紛失・破損等について、事故等が生じて管理上の責任は負いません。

## 10 使用許可の取消

次に該当するときは、使用許可を取り消すことがあります。

- ◆ 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- ◆ 使用者が死亡した日から起算して、3年を経過しても承継者がいないとき。
- ◆ 使用者が3年間、管理料を納付しないとき。
- ◆ 本市が定めた関係条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

## 墓碑等の設備基準

### 必要な制限と条件

1 施設の高さは、次に掲げる範囲内とします。

区分 種別		盛土	囲障 (外柵)	墓碑 (石碑)	形象類 (墓誌) (灯籠類)	その他 工作物 (線香台) (塔婆立)	樹木 (灌木のみ)
規格 墓地	若林 第1種	0.40	0.80	1.08	1.30	1.50	1.80
	若林 第2種	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル
自由 墓地	若林 第3種	—	—	—	—	—	—
	若林 第4種	—	—	—	—	—	—
	石沢 第1種	0.40	0.80	2.00	2.00	2.00	2.00
	若林 第5種 石沢 第2種	0.30	0.60				

2 設備は、次の範囲内とします。

区分 種別		墓碑	墓誌	かろうと	線香台	供物台	塔婆立	灯籠	花立
規格 墓地	若林 第1種	1基	1個	1個	1個	1個	1個	1対	1対
	若林 第2種								
自由 墓地	若林第3種 若林第4種	—	—	—	—	—	—	—	—
	石沢 第1種	1	1	1	1	1	1	1	1
	若林 第5種 石沢 第2種								

(墓地及び区画の種別)

種別	規格墓地		自由墓地			
	若林 第1種	若林 第2種	若林 第3種	若林 第4種	石沢 第1種	若林第5種 石沢第2種
若林霊園	10平方 メートル	7平方 メートル	20平方 メートル	12平方 メートル	—	7平方 メートル
石沢霊園	—	—	—	—	10平方 メートル	7平方 メートル

(使用料)

種別	規格墓地		自由墓地			
	若林 第1種	若林 第2種	若林 第3種	若林 第4種	石沢 第1種	若林第5種 石沢第2種
若林霊園	300,000円	210,000円	600,000円	360,000円	—	210,000円
石沢霊園	—	—	—	—	450,000円	315,000円

(管理料)

種別	規格墓地		自由墓地			
	若林 第1種	若林 第2種	若林 第3種	若林 第4種	石沢 第1種	若林第5種 石沢第2種
若林霊園	年額 3,300円	年額 2,300円	年額 6,600円	年額 3,950円	—	年額 2,300円
石沢霊園	—	—	—	—	年額 5,500円	年額 3,830円

※管理料は、年度中であっても1年とみなす。

(手数料)

許可証の書換え及び再交付については、1件につき300円。

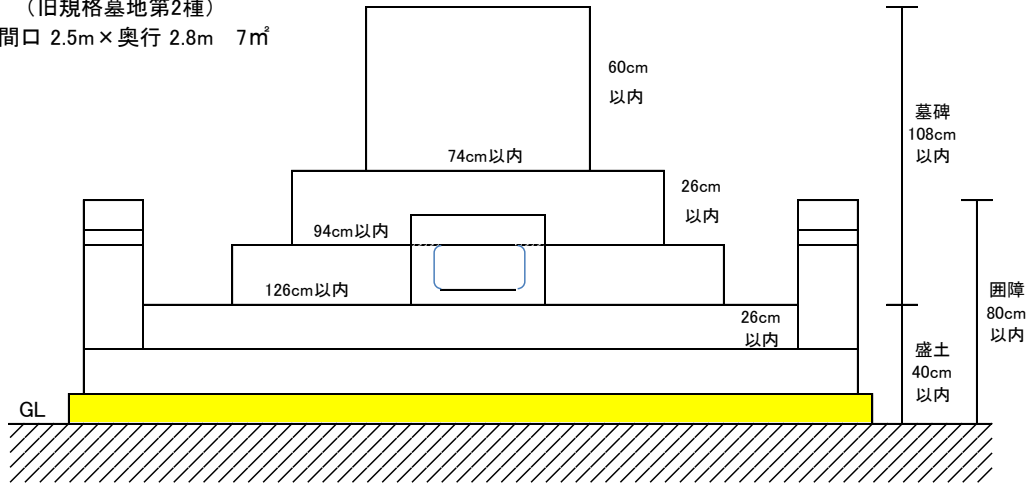
# 規格墓地設置基準参考図（高さ）

## 【若林第1種・2種】

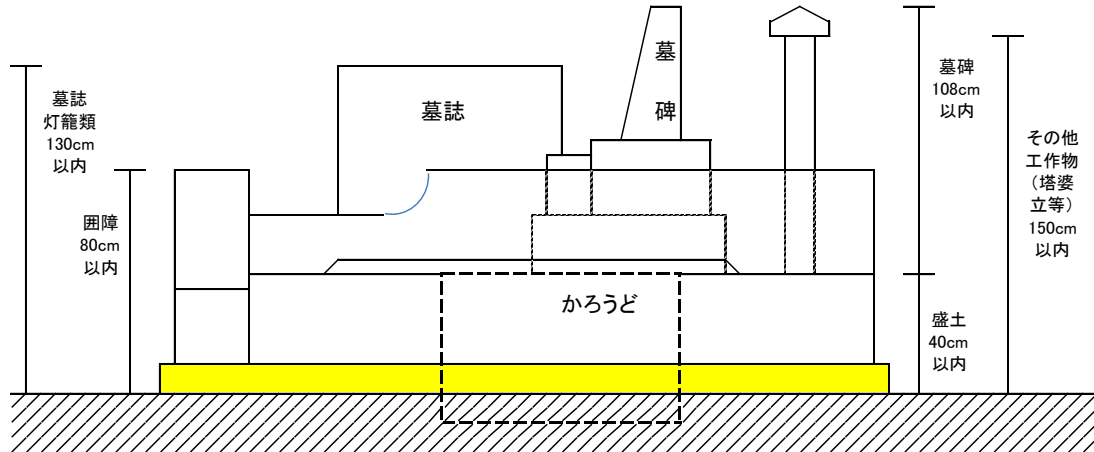
【第1種】（旧規格墓地第1種）  
間口 2.5m × 奥行 4.0m 10m<sup>2</sup>

正面図

【第2種】（旧規格墓地第2種）  
間口 2.5m × 奥行 2.8m 7m<sup>2</sup>



側面図

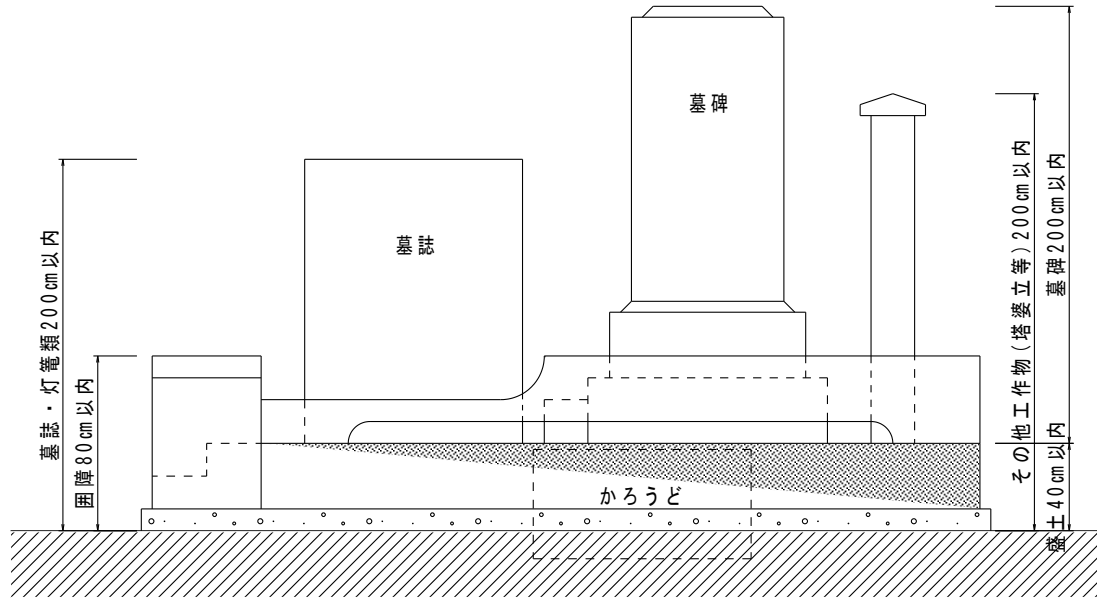


【第3種】（旧自由墓地第2種） 間口 5.0m × 奥行 4.0m 20m<sup>2</sup> 高さ等の制限なし。

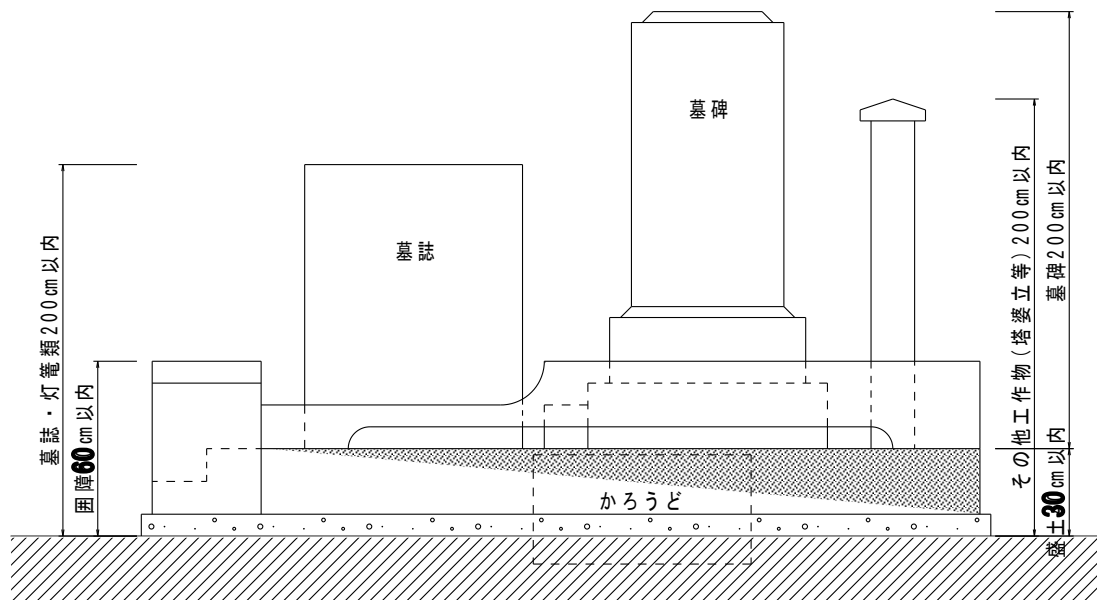
【第4種】（旧自由墓地第1種） 間口 3.0m × 奥行 4.0m 12m<sup>2</sup> 高さ等の制限なし。

## 自由墓地設置基準参考図（高さ）

### 【石沢第1種】



### 【若林第5種、石沢第2種】

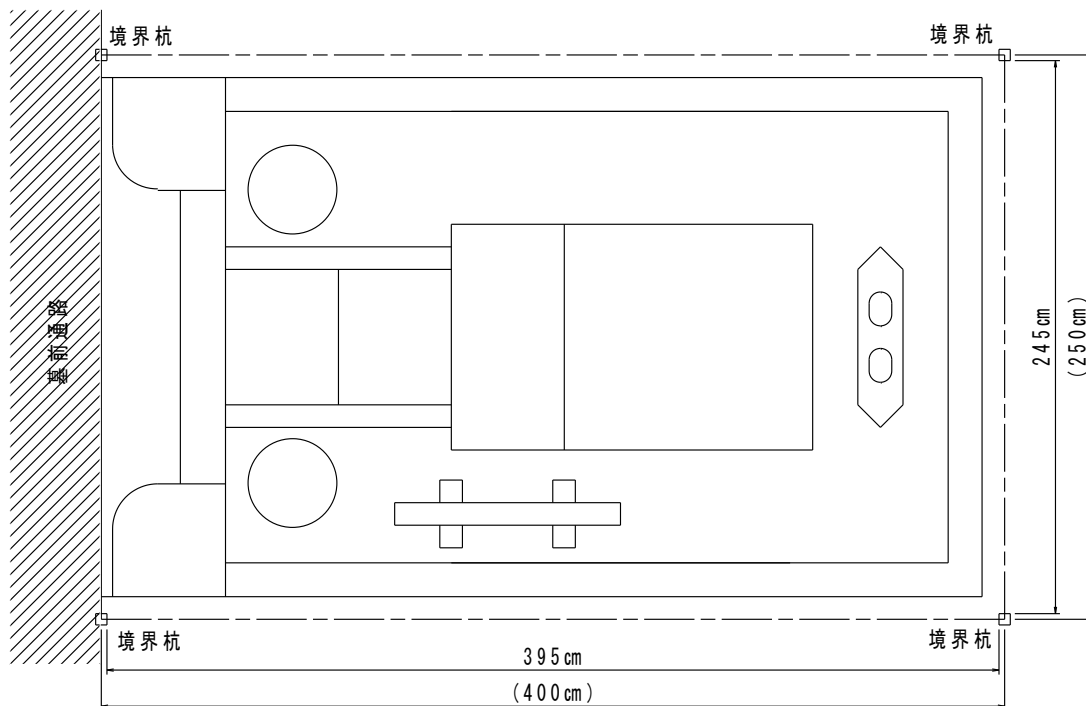


※墓地等の圍障(外柵)の高さには、疑宝(ぎぼし)の部分も含まれる。

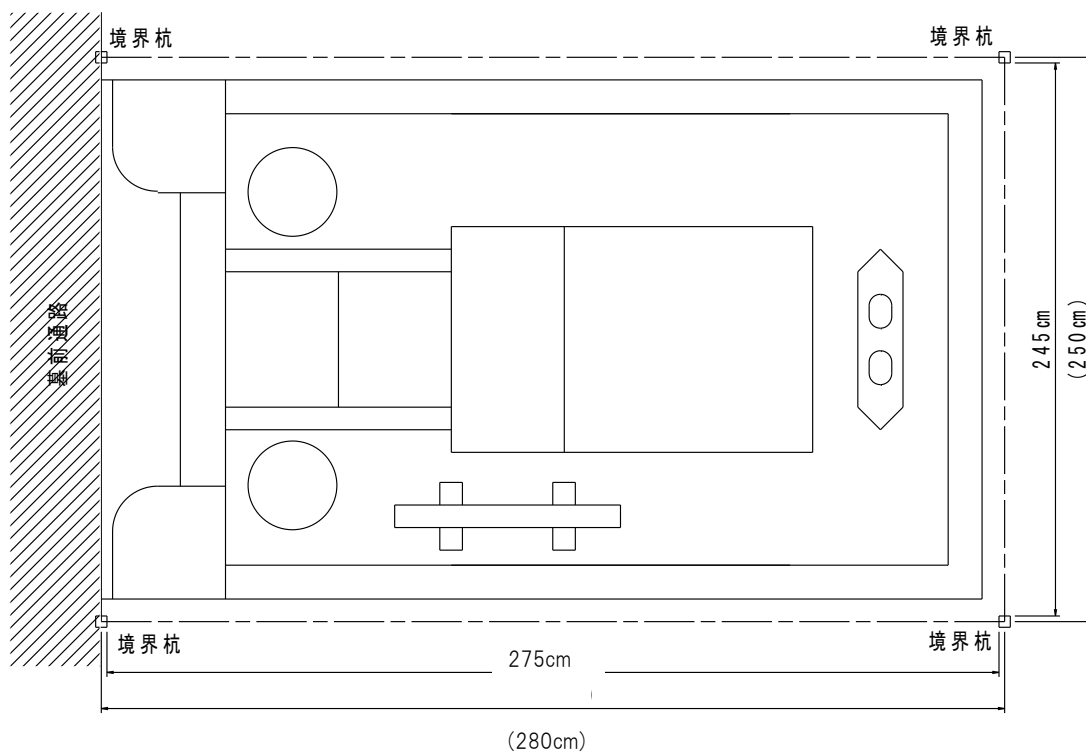


# 若林・石沢霊園墓地設置基準参考図（間口・奥行）

## 【若林第1種、石沢第1種】



## 【若林第2種、若林第5種、石沢第2種】



## 墓地使用に関する各種申請・届出

申請・届出事項	時期	必要書類
使用許可	事前	墓地使用許可申請書 住民票の写し(本籍地入り)又は戸籍抄本 滞納のない証明書
管理等代理人の指定	事前	墓地の管理及び管理料納付代理人指定届 代理人の住民票の写し
工事施工	事前	墓地内工事施工届 設計書・図面(平面図等)・その他
使用权の承継	事後	墓地使用承継願 現使用者の使用許可証 承継原因を証する書類(戸籍謄本等)
使用許可証の書換・再交付	事後	使用許可証書換・再交付願
住所・本籍・氏名等の変更	事後	墓地使用者異動届 使用許可証 戸籍抄本又は住民票の写し
墓地の返還	事前	墓地返還届 墓地使用許可証

常陸大宮市公営墓地に関するお問い合わせ先

常陸大宮市役所市民生活部生活環境課  
電話 0295-52-1111 内線 123